

半世紀を振り返ってみえてきたこと

記録：坂口朱音

編集校正：高田研、白神加奈子

聞き取り場所：葵の園

日付：2018年9月1日

【坂東克彦さん】

1933年生まれ。弁護士。新潟出身。

東京で弁護士となるが1963年に新潟へ戻る。そこで新潟水俣病と出会い、第一次新潟水俣病訴訟弁護団幹事長に。第二次訴訟においても弁護団長を務めるが、方針の相違により辞任。その後、「ふるさとの環境づくり宣言」（2005年）を機に新潟県の水俣病政策にも関わる。著書に「新潟水俣病の三十年—ある弁護士の回想」。



今回は、家内が亡くなってちょうど一年です。この一年の間、食うもの食わず。食べるものは一食だった。「こりゃ、あと、いくらももたん」と息子と娘が主治医に脅されて翌日からここ（介護施設）へ強制収容されました。

半世紀の間、水俣病に引き込まれて

今回はちょっと今までと違った視点からお話したいと思います。私は今まで半世紀以上、水俣病のことに取り組んできているわけですが、絶えず私を事件の核心に引き込んでいった要因は2つあります。

1つは、日本の公害の原点といわれる足尾鉍毒事件。この事件に関わった荒畑寒村さん。彼が19歳の時に書き上げた本⁴¹があります。とても私など及びもつかない深い言葉を使いながら短期間に書き上げた本ですけど、発売と同時に政治の圧力があって発売禁止になり、日の目を見ないで隠れてしまった。ですが荒畑寒村はすごい人で、やっぱり公害の原点である視点を見失ってはいかんと考えておりました。

もう1つは、チッソ水俣工場の第一組合。もともと組合はひとつだったのですが、会社が第二組合を作り、第一組合を徹底的に差別してきた。その中で、第一組合に残った人たちが「自分たちは水俣病という病気を引き起こした会社に勤めながら、いったい何をやったのか。人間として闘わなかったことを恥と思っている」と、第一組合の大会で「恥宣言」をやるわけでした、その「恥宣言」というものに私の心はとられました。

新潟では、当時は民水対（新潟県民主団体水俣病対策会議）という細々とした組織の運動であって、展望が開けない状況でした。当時、社会党はそっぽをむいていたし、県評もそっぽを向いてる中で、患者を支えたのは共産党系の10いくつかの組織だけであったわけです。それでも、「細々とした展望であっても、確固たる展望をもって闘うならば、一時に状況が開けることがある」と松川事件の主任弁護士であった岡林先生⁴³に言われました。京都の天竜寺の座敷であった1967（昭和42）年の自由法曹団の総会でのことだったんですが、やはり先輩方の私に対する信頼と援助があり、ここまで、たどりつくことができたのではないかと思います。

熊本の水俣病との関わり

私は新潟の裁判をするにあたって熊本の患者諸君からも、あるいは第一組合の諸君からも「熊本の弁護団は信用できない。坂東しか頼る弁護士はいない。なんとしても来てくれ」と言われ、患者のみなさんや支援する人達のカンパで熊本に通い続けていったわけですよ。

41 荒畑寒村（あらはた・かんそん）日本の社会主義運動家の先駆者。

42 『谷中村滅亡史』新泉社、1907年

43 岡林辰雄（おかばやし・たつお）弁護士

チッソと水俣病患者が1959（昭和34）年12月30日に締結した、いわゆる見舞金契約は、民法第90条、公序良俗に違反するもので無効であるとの一次訴訟の判決が1973（昭和48）年にありました。この判決の時も大変だったんですよ。私も熊本の現場にいて、前日からTBSのキャスターと話をし、判決がでたら法廷を出て全国放送に向けての判決報告をする予定だったのです。ところが、当時の水俣の支援組織の相克の中で、「坂東なんかは判決の評価などはさせられない。判決を評価できるのは患者しかいないのだ」と誤った考え方を押し付けられて、私の全国放送はキャンセルされた。反対をした人たちは、熊本の告発する会の人たちです。結局、その時は秋山ちえ子さん（評論家）が報告しました。

まあ、水俣も、いろんな党派とか、会の相克とかあってね、大変でした。細川一先生という、チッソの付属病院の院長の証人尋問を熊本の弁護団の連中⁴⁴がやると言ったんだけど、それを断って私がやりました。宇井純さんが「細川一先生が水俣病裁判で重要な役割を果たす方だった」というようなことを言われておったんで、私がやりました。

新潟水俣病との出会い

1959（昭和34）年に東京で弁護士になって、1963（昭和38）年の夏に新潟へ越して来たんですよ。で、新潟に来てから、以前に勤めていた東京の事務所に行く機会があって行ったんですけど、その時に「坂東くん、新潟に水俣病という病気が起きているようだが君はどう考えるかね」と前のキャップに言われました。それで新潟に帰ってきて、新聞を見れば水俣病の問題が出ているからそれを見て、誰が動いているのかを突き留めて訪ねて行った。そして「患者の集まりがあるならぜひそこへ案内して欲しい」と、阿賀野川の左岸の江口という地区にいきました。そこで、水俣病の患者とか、医師の斎藤恒さんとか、民水対の事務局長の小林懋さんに初めて会った。あれは秋の9月頃だったと思うんです。分かる方には分かると思うけども、秋になると稲の匂いがするんですよ。懐かしい匂いがする。その匂いがある頃だったと記憶しています。

その時に、患者の人たちの真剣な顔つきや、斎藤先生が「水俣病」という熊本大学が出した本を持って水俣病の説明をしておられたのを見ています。それが最初で、それ以来、この地域でいろんな勉強会とか集まりがあると、できるだけ足を運んで勉強につとめたということになりますかね。きっかけはそういうことです。

最初はね、実際動いたのは私1人だけ。そして、その後、片桐敬弼という弁護士がおりまして、彼が新潟に来て、自由法曹団員でもあったし、水俣の関係に関わるようになっていきます。それから、あとは清野春彦。

清野、片桐、坂東。この3人が中心になって、その他、渡辺喜八弁護士など何人かの方が参加してくださった。全く無党派の、政治的には全く色のない弁護士も参加してくれました。



裁判提起が決まった

そうこうやっている間に3月21日。桑野忠吾⁴⁵さんの次男、忠英さんの命日だったんだよね。忠英さんは（水俣病で）ベットにくくりつけられながら死んで行った。

その命日の日に、忠吾さんの真意を聞こうということになって、「この事件は裁判によらなければ決着がつかない」と考えているのだが、どうだろうか」と忠吾さんに聞いたところ、「今でも自分の息子のこと思い出だけでも、頭がズキズキ痛むんだ。自分は、やはり裁判で闘うことしかないと考えている」という。「ただ自分が裁判を出すにしても本家の許可を得ないと動けない」と。本家というのは桑野清三さん。清三さんは婿さんなんだけど。本家の許しがなくちゃいかんというから、すぐに使いを出した。そしたら清三さん、すぐに忠吾さんのところに来てくれたわけですよ。そして、話をすると「忠吾さんが、そう言うなら、わしは全面的に支援する」と清三さんが言ってくれたわけですよ。

44 塚田館長から、熊本の弁護士と坂東弁護士との間には確執があること、それはまだ残っていることの補足説明があった。「熊本の水俣病患者は、九州の弁護士になぜか不信感をもっており、そこに新潟から坂東弁護士がやってくるとなると、熊本の弁護士たちは良くは思わないだろう。」

45 桑野忠吾。桑野家では一家6人が新潟水俣病にかかった。

「よし、じゃあもう1つ手を打とう」。私のとっさの判断で、被災者の会の会長の近喜代一さんの了解なしに動くわけにはいかんと、近さんの所に使いを出したわけです。近さんは、すぐにやって来て、「裁判を出すことを了解する。ただ、自分は一番最後に出す」といってくれ、その時に裁判提起が決まった。

その桑野さん一家だけではなくて、他にも参加する人がいるなら一審に誘うということで、小林懋さんが動いて、星山幸松さんとそれからもう1人（大野作太郎さん）の三家族が集まったわけです。

とはいえ、水俣病関係の資料はほとんどないわけですよ。それで、私が九州の熊本に行っていたもんだから、熊本大学の各教授の部屋をまわって水俣関連の資料を集めて、新潟に持ち帰り、アセトアルデヒドの生成メカニズムを片桐弁護士に、水俣病関係は清野弁護士、それからチツソや昭和電工の責任論に関しては坂東と手分けをして訴状の作成にかかった。そして、1967（昭和42）年6月12日を期して第一次訴訟で裁判の訴えを提起しました。

新潟の動きが他の活気に

誰もまだ水俣病事件に関心を持っていないときに水俣の町をうろついていた人が3人いた。その一人が、石牟礼道子さん。もう一人が写真家の桑原史成さん。もうひとりが、宇井純さん。ということとを何回も聞かされたんですよ。

それが（水俣がそんなときに、）新潟から裁判を出した。熊本の人たちもびっくりしちゃって。自分たちはわずか30万円の見舞金で事件落着に同意したけど新潟が立ち上がったと。

我々も考えようじゃないかということで、裁判を提起したのが熊本の第一次訴訟。

「どうしたらいいか教えてくれ」と当時、水俣市役所の建築課にいた松本勉さんから私のところに手紙がきまして、便箋十何枚の手紙を書いて返した。それが熊本と新潟との交流の手紙の往復。何回も書き続けていったんですね。そんな形で熊本でも裁判が起り、そして私は全面的に新潟で闘いながら、さらに熊本の細川先生の尋問を勝ち取って、熊本で1959（昭和34）年12月の見舞金契約は公序良俗違反で無効という判決を勝ち取ったわけですよ。

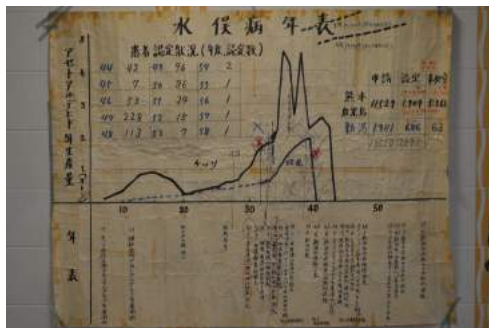
一方、新潟では、北川徹三という昭和電工が用意した横浜国立大学の安全工学の教授に対して、事実を持って反対尋問を展開して、北川徹三の証言をつぶしていき、それが要因となって新潟の第一次訴訟は完全勝利。しかも、この判決に対しては控訴しないと昭電も言って確定させていったわけですよ。判決では、4つほど重要な証言があった。それを一つ一つクリアし、いわゆる四大公害といわれた新潟・富山・四日市・最後に熊本という順番に裁判が闘われて、十分でない面もあったけれども画期的な判決がでた。



坂東弁護士の資料

一次訴訟の時、私の借家の住まいの前が新潟行きのバスの停留場になっていて、そこに、うちに入出入りをしていた大工さんに掲示板を作ってもらって、裁判の記録をずっと手書きで書いて、壁新聞にして貼っていた。生活全体が裁判闘争というようなスタイルになっていたんだらうね。「人も猫も狂い死にしたこの無残。おごそかに聞け被告昭電」とかね。短い文章を書いちゃ、板塀に貼りつけておった。風で飛んだり、無くなったものもあるけど、これだけは実物が残ってる。いま、「環境と人間のふれあい館」に置いてあると思いますね。面白いでしょう。

資料の保管をどうするかを考えたわけだけど、大学とかそういう所に入れてしまうと一般の人の目に映りにくいわけ。封じ込んでしまう感じになるから、資料はやはり普通の人がきちんと見えるように保管する必要がある。そのた



めには、大学に納めるよりも、民間の組織の中に入れて方がいいという判断をしたわけですよ。良かったですよ。

いままでに、おそらく大学に百回くらい通っています。大学以外にも水俣病の話しに行くときは、これ（手書きのグラフ）は絶対持って行くもんだからポロポロです。講義するときは必ず家内も連れて行きます。家内の役割は私が筋道を外れた時に目で合図する。だから、この紙は女房と一緒に私にくっついて歩き回った。そういう紙ですからね。

みんなに見てもらいたいと思って、昨日、館から持ってきてもらったの。それと壁新聞もね。見てもらいたくてね。「責任を明らかにする。患者さんの完全な補償。公害を根絶させる。」という3本の柱。4本でも建物は立つ。でも3本でも立つ。最低3本の柱がある限り家は立つんだ。どこに行っても、このために闘おうと、いつも私は言い続けてきた。そのためには資料は大切だね。

新潟水俣病の一つの役割として資料をキチンと保管し後世に残す。これだけは続けていきたいと思うし、「僕がやる」ということで、生きている限りは続くわけです。

気持ちの変化

新潟大学に椿忠雄っていう医者がありました。東京大学から新潟に移ってきた教授ですが、1977、78（昭和52、53）年に水俣認定基準を厳しくして、ほとんどの患者が認定されないという状態を生み出しました。その時に、「椿教授が変節した」というような表現を私自身も使ったんですが、今日、この段階で、そういう表現を訂正させてもらいます。

といいますのは、椿先生は実際には事件が起きた直後は、患者の診察を一手に引き受けて、患者を認定していった方です。その後、昭和52、53年に認定基準を改悪していった中心が、この椿教授、それから熊本大学の徳臣晴比古教授らだったんですけど、それはそれとして、かつて、患者のために尽くす仕事をやった。

同じように熊本の水俣保健所の伊藤蓮雄先生という方、この方も当初は患者のためにさまざまな役立つ仕事をなさっていたけど、その後、環境省の認定基準を変え、患者の切り捨てに手を貸していったわけで、同じような評価を私自身もしておったが、それは間違いである。

今、言わせてもらえば、一時期には、そういうことはあったにせよ、人間に対する評価っていうのは、一時的なものが全面的な評価に直結することは誤りである。だから、仮にそうであっても過去の功績を評価しながらも、どこが間違っていたのかということ、むしろはっきりさせることが大事なんだ。そして今をどう見るのか、という方に持っていかなきゃいけない。そのようなことを、このところずっと考えてきておりました。

一方、私はチッソの第一組合と水俣恥宣言を見てですね、労働者諸君が患者を支援していかなければならないという考えに至ったのです。労働者組織を含めて水俣病の支援組織を作らなければならないと。新潟水俣病共闘会議は、水俣病のチッソの第一組合の恥宣言を主として発想したんです。

そして、動きに動いて、いろんな紆余曲折がありました。しかし最終的に民水対を解散し組織的に発展させて新潟水俣病共闘会議を作りあげたわけです。

ところが、私が育て、作り上げていった新潟水俣病共闘会議の面々が、一時金260万円を支払ってけりをつけるという、妥結の政治解決⁴⁶っていうことになって、私が邪魔になり、私の弁護団長の席を潰してしまった。患者ではなく、共闘会議がそうした。

幹事会で、最後に患者代表の南熊三郎さんが、「ここまで議論されてきたわけなんだけど、あんたはどうするね」って言えば、とどまるつもりだった。だが、「皆さんがよかれといわれることには、不満はありませんから、不服はありません」と言ったもんだから、これは、やむをえないと、弁護団長辞任を決意したわけですね。きつかったですよ、ほんとに。

そして、とにかく新潟水俣病共闘会議が出す本とか、そういうものに、それまで坂東克彦という名が書いてあったけども、全部抹殺。気に入らないと、全部消してしまうやり方だ。

最近の状況について

関川（智子）先生も、私とは一切連絡をとっていません。全然しゃべらない。一緒にやってきたんだけどね。でも、

46 1995（平成7）年「解決協定」。政府の「最終解決案」に基づき解決協定が締結され、新潟水俣病第2次訴訟は和解となった。（環境と人間のふれあい館 WEB サイト「用語解説」より。http://www.fureaikan.net/minamata/glossary.html#ka02）



やっぱり本当はもっとオープンになっていいんじゃないのか。肩ひじをはらないで、気を楽にしてやってほしいと思う。

そんなことをしている時に、私の立場を理解してくれたのが、元新潟県知事である泉田裕彦。彼が（知事の時に）、新潟県の水俣病政策を決定する際に、私の意思や意見を最大限に尊重してくれたわけです。また県の予算は単年度だから、恒久的な形にできないかということで県条例として整えていったし、初めて県知事として、現地や水俣会館にも来てくれました。その後も、私は、県の水俣病政策の重要な案件について相談をうけ、また県も私の考えをないがしろにしないで頑張っています。

ただ、支援する人の中には、ちょっとなんか水俣と言えば、世論が助けてくれるんじゃないかという甘い考えの方も一部には残っていて、具体的に言えば、医者さかなみちの齋藤恒。裁判（新潟水俣病第三次訴訟）に出せばなんとかなる、助かるんじゃないかと（思っている）。

いや、そうではないんだと。水俣病になるには、魚道さかなみちというものがある。魚が川から患者の口の中に入っていき通り道を私は魚道と呼んでいて、魚が隣近所に配られるとか、あるいは身内・親戚に配るとか、そういうような形で魚には通り道があって、通り道から外れたものまでもは（違う）。県民の税金が使われて福祉手当が月々7000円、患者に充てられているのだから、そんな甘い顔はできない。私もそこは厳正に見ております。

何をもって解決というのか

（2010（平成22）年のスタディツアーで幾度も言った「和解金という毒まんじゅうを食ったらだめなんだ」という考え方は）変わらん、変わらん。（「毒まんじゅう事件」というのがあって）、一次訴訟の前に、裁判の方法がはっきりしてきた段階で、（被災者の会会長の）近さんを、副知事が部屋に招き入れて、「民水対と手を切れ、昭電との中をとりもつから」といった。その時、「これは毒まんじゅうだから食っちゃあかん」って、僕や小林懋さんが、患者の家を車で回り続けた。

（二次訴訟は「解決協定」を締結したが、）患者は裁判に残って、“やる”という状況ではなかった。そんな中で「坂東について来い」なんて言い方はできないし。それをやったらどうか、という者もいたけどね、県外には。でも、できない。決して一人ではできないから。一人じゃ何もできないですよ。社会的な運動というのは。

（解決とは）なんだろうね。むしろ、皆さんに聞いてみたいな。解決とは何か。なんだろうね。難しいね。水俣病の解決……。

患者にとっては補償金があるね。新潟県からの月7千円。この生活援助というのが非常に大きいと思います。そういう患者がいると家族は大事にしますから。そういう意味では大きかったと思いますね。こういう状態が続けば。

何をもって解決というかってなってくるとね……。



47 「公害地域の今を伝えるスタディツアー 2010」での聞き取りにおいて、1995（平成7）年の政治解決について「毒まんじゅう」という発言を頻繁にされていた。